

～税賠事例が発生した原因を理解し予防策を検討～
税賠回避のためのポイントと対策

東京共同会計事務所

2023年11月13日

税理士 窪澤朋子

本日の内容

- 1 税賠発生から解決までの流れを理解する** 3
- 2 税賠保険事故事例を確認し
起こりがちなミスを把握する** 15
- 3 訴訟事例から税賠発生リスクを
下げるためのヒントを得る** 35
- 4 トラブル予防の行動や拡大回避
のための実践** 62

1 税賠発生から解決まで

1.1 税賠のパターン

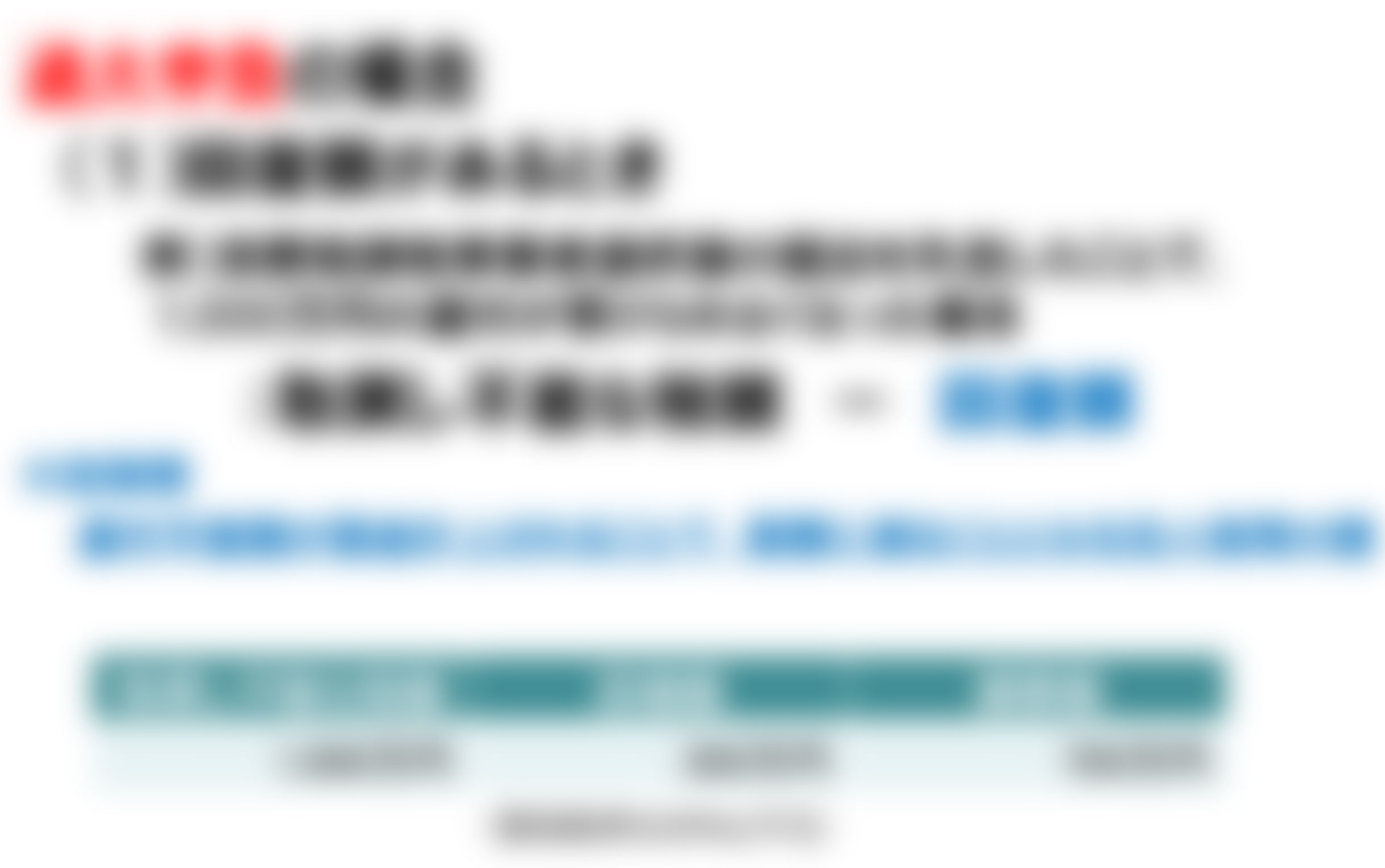
1.2 賠償すべき額

1.3 税賠発生から解決まで

1.1 税賠のパターン



1.2 賠償すべき額



1.2 賠償すべき額

① 賠償すべき額

② 賠償すべき額

③ 賠償すべき額

④ 賠償すべき額

⑤ 賠償すべき額

⑥ 賠償すべき額

⑦ 賠償すべき額

⑧ 賠償すべき額

⑨ 賠償すべき額

⑩ 賠償すべき額

⑪ 賠償すべき額

⑫ 賠償すべき額

⑬ 賠償すべき額

⑭ 賠償すべき額

⑮ 賠償すべき額

⑯ 賠償すべき額

⑰ 賠償すべき額

⑱ 賠償すべき額

⑲ 賠償すべき額

⑳ 賠償すべき額

㉑ 賠償すべき額

㉒ 賠償すべき額

㉓ 賠償すべき額

㉔ 賠償すべき額

㉕ 賠償すべき額

㉖ 賠償すべき額

㉗ 賠償すべき額

㉘ 賠償すべき額

㉙ 賠償すべき額

㉚ 賠償すべき額

㉛ 賠償すべき額

㉜ 賠償すべき額

㉝ 賠償すべき額

㉞ 賠償すべき額

㉟ 賠償すべき額

㊱ 賠償すべき額

㊲ 賠償すべき額

㊳ 賠償すべき額

㊴ 賠償すべき額

㊵ 賠償すべき額

㊶ 賠償すべき額

㊷ 賠償すべき額

㊸ 賠償すべき額

㊹ 賠償すべき額

㊺ 賠償すべき額

㊻ 賠償すべき額

㊼ 賠償すべき額

㊽ 賠償すべき額

㊾ 賠償すべき額

㊿ 賠償すべき額

1.2 賠償すべき額

賠償すべき額は、損害額と賠償率の積算額である。



賠償すべき額は、損害額と賠償率の積算額である。

1.3 税賠発生から解決まで

税賠トラブルの解決までの流れ



1.3 税賠発生から解決まで

和解が多い理由

- 税務調査による税額増徴の発生
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる
- 税務調査の結果、税額増徴が認められる

1.3 税賠発生から解決まで

和解が多いという事実から認識すべきこと

● 和解が多いという事実から認識すべきこと

● 和解が多いという事実から認識すべきこと

● 和解が多いという事実から認識すべきこと

● 和解が多いという事実から認識すべきこと

1.3 税賠発生から解決まで

税理士法の手続の下でのトラブル解決手段



1.3 税賠発生から解決まで

紛議調停が用いられる場合



2 税賠保険事故事例の確認とミスの把握

2.1 消費税

2.2 所得税

2.3 法人税

2.4 相続・贈与税

2.1 消費税

The image shows a blurred screenshot of a Japanese tax form, likely a sales tax return (Shohinzei Shikōshū). The form contains a table with several columns and rows, and a red circular stamp is visible in the bottom right corner.

Additional blurred text and graphics, possibly representing a continuation of the tax form or related documents, including a red stamp.

2.1 消費税

具体事例1(消費税) 簡易課税制度選択不適用届出書提出失念(1)

税理士は、平成23年12月関与を開始した。消費税については、関与開始以前の平成19年10月に簡易課税制度選択届出書が提出されていた。

平成30年3月、担当職員は依頼者法人より賃貸用建物購入の計画を聴取し、消費税額還付の手続の依頼を受け、同年5月に6月から適用開始の消費税課税事業者選択届出書を提出した。その際、簡易課税制度が選択されていることについての検討確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を行わなかった。

平成31年1月に建物を完成取得し、依頼者法人の決算期を5月から2月へ変更し、令和元年5月、平成31年2月期消費税確定申告書(本則課税適用)を提出したところ、翌月に税務署より簡易課税制度選択届出書が提出されているため消費税還付はできない旨の連絡を受け、本件過誤が発覚した。これにより発生した過大納付消費税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

(株)日税連保険サービス 税理士職業賠償責任保険 事故事例2022年版より

2.1 消費税

具体事例2(消費税) 簡易課税制度選択不適用届出書提出失念(2)

税理士は、平成26年3月に依頼者の所得税及び消費税の申告について関与を開始し、平成25年1月～6月の課税売上高が1,000万円を超え、シミュレーションで簡易課税が有利であったため、平成26年3月、同年適用開始の消費税簡易課税制度選択届出書を提出した。**その後本則課税の方が有利となったものの、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えていたことから、消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出しないまま、本則課税適用による消費税確定申告書を提出し続けていた。**

令和2年、新型コロナウイルスによる営業自粛等により課税売上高が5,000万円以下となったことから、**令和4年分より簡易課税が適用されるにもかかわらず、消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出するのを失念し、令和5年3月に本則課税適用による消費税確定申告書を提出したところ、同月下旬税務署から消費税簡易課税制度選択届出書が提出されている旨を指摘され、本件過誤が発覚した。**

(株)日税連保険サービス 税理士職業賠償責任保険 事故事例2023年版より
筆者一部要約

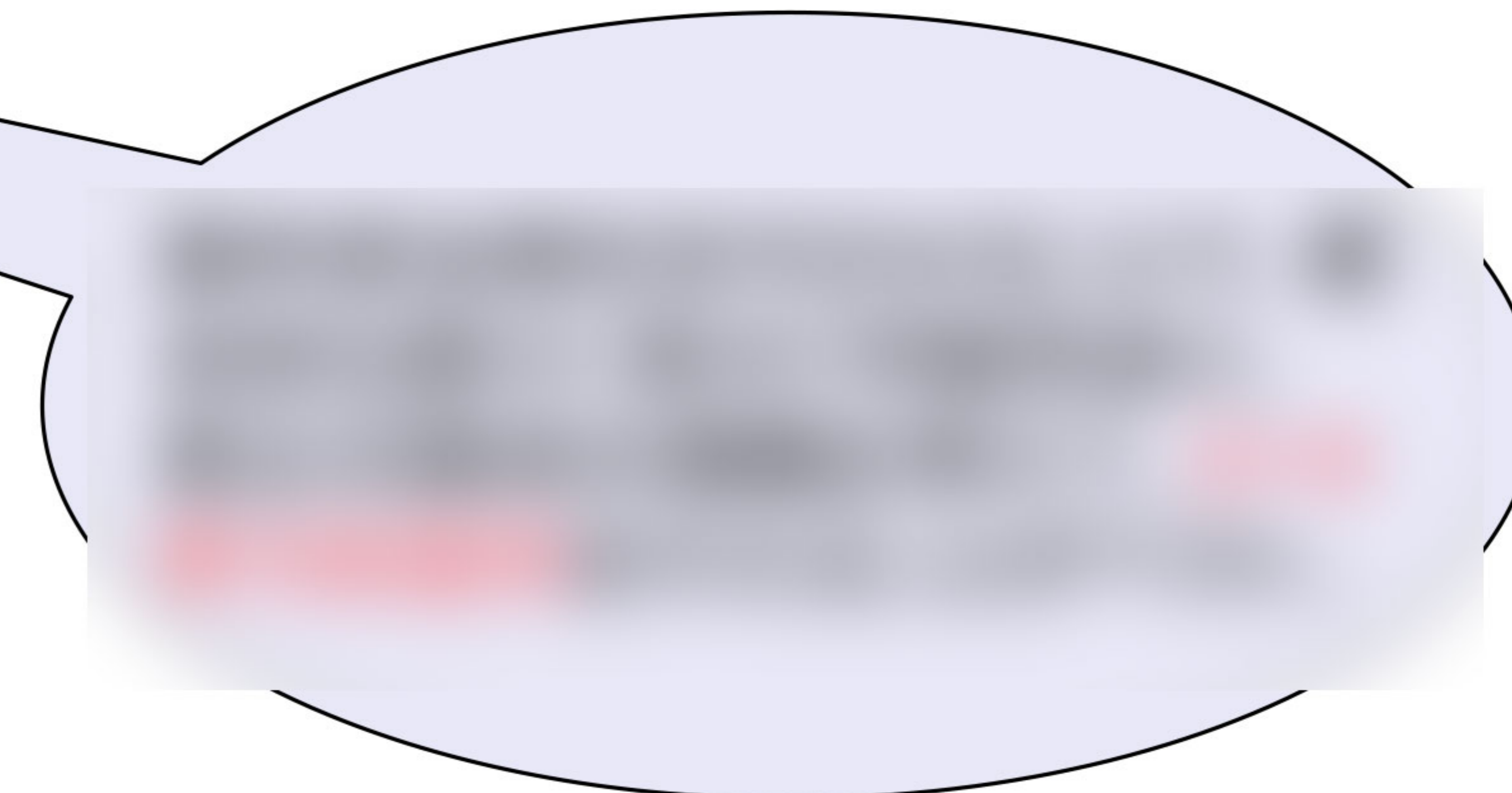
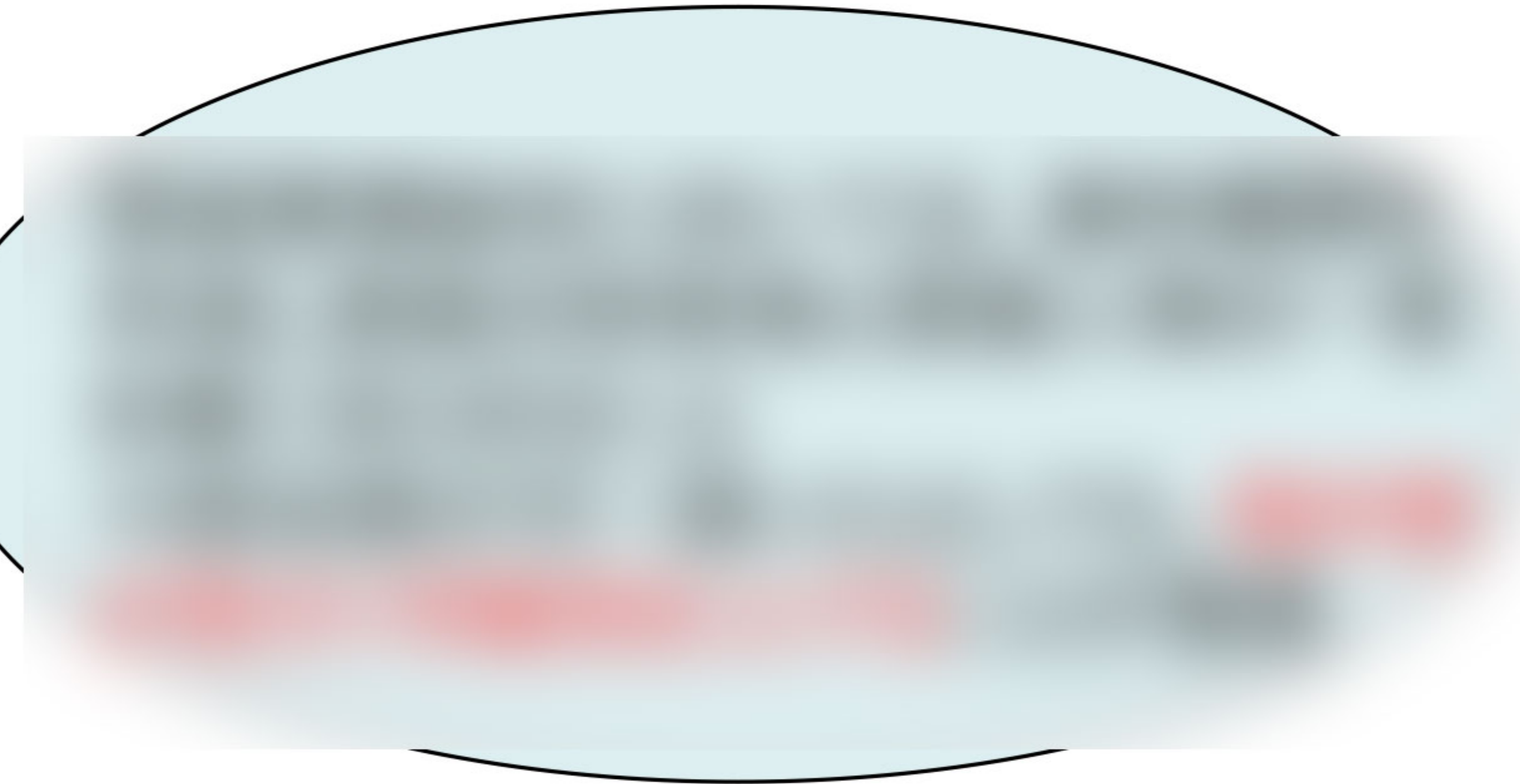
2.1 消費税

具体事例3(消費税) 税区分の誤りの継続

税理士は、新たに課税事業者となった依頼者の平成23年9月期以降の消費税申告において、**非課税売上に該当する地代収入を店舗貸付に係る家賃収入と誤認し**、課税売上として申告していた。

令和3年10月、令和3年9月期の申告作業中に、事務所の担当者変更により**新たに依頼者の担当となった者が、賃貸借契約書を依頼者から入手したことにより、店舗の貸付ではなく土地の貸付であることに気付き**、過誤が発覚した。

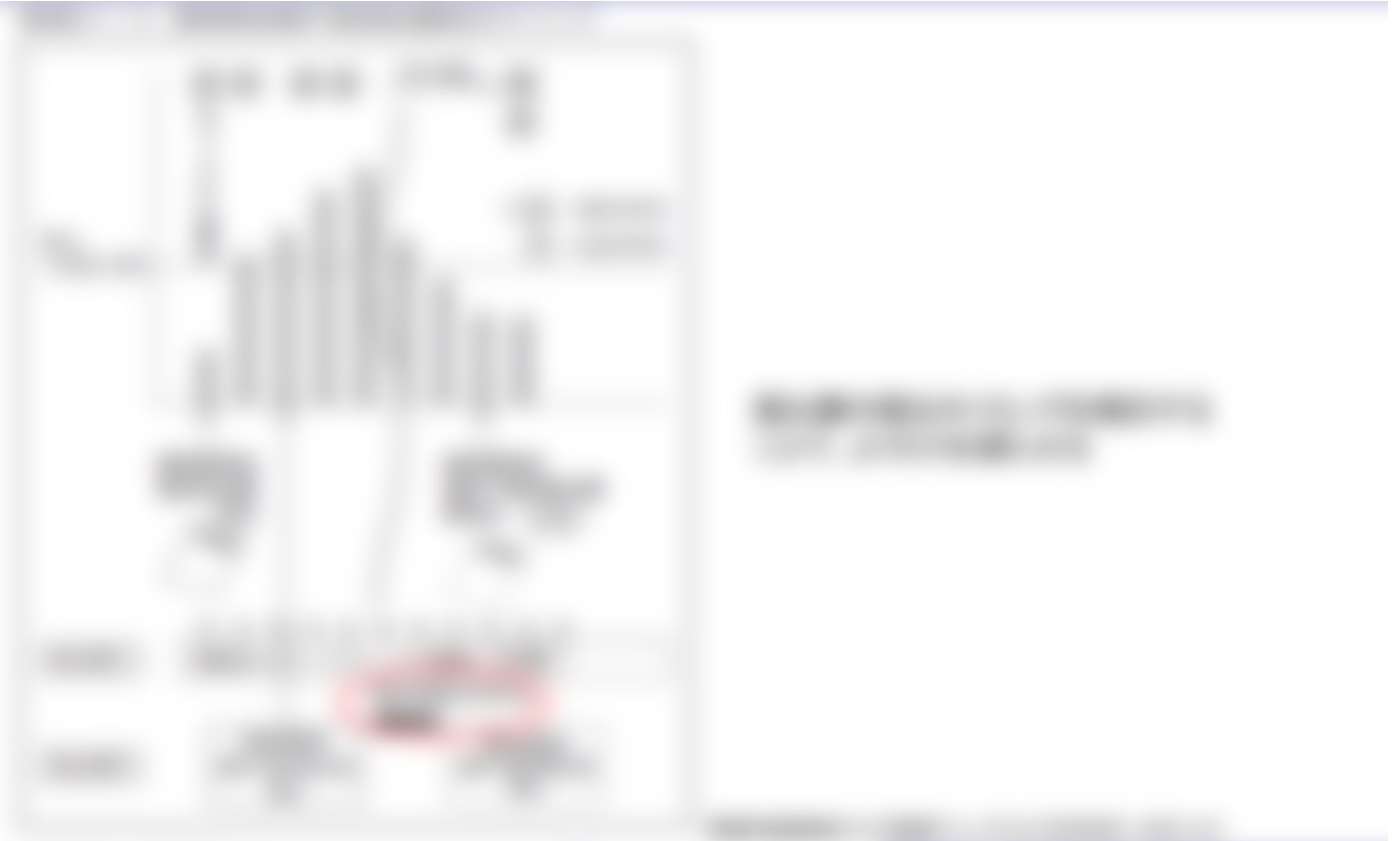
平成28年9月期から令和2年9月期までの消費税については更正の請求により過大納付消費税額が還付されたものの、更正の請求期限を徒過した平成23年9月期から平成27年9月期の過大納付消費税額について損害賠償請求を受けた。



2.1 消費税



2.1 消費税



2.2 所得税

目次

1	所得の種類
2	所得の種類別課税
3	所得の種類別課税
4	所得の種類別課税
5	所得の種類別課税
6	所得の種類別課税
7	所得の種類別課税
8	所得の種類別課税
9	所得の種類別課税
10	所得の種類別課税
11	所得の種類別課税
12	所得の種類別課税
13	所得の種類別課税
14	所得の種類別課税
15	所得の種類別課税
16	所得の種類別課税
17	所得の種類別課税
18	所得の種類別課税
19	所得の種類別課税
20	所得の種類別課税
21	所得の種類別課税
22	所得の種類別課税
23	所得の種類別課税
24	所得の種類別課税
25	所得の種類別課税
26	所得の種類別課税
27	所得の種類別課税
28	所得の種類別課税
29	所得の種類別課税
30	所得の種類別課税
31	所得の種類別課税
32	所得の種類別課税
33	所得の種類別課税
34	所得の種類別課税
35	所得の種類別課税
36	所得の種類別課税
37	所得の種類別課税
38	所得の種類別課税
39	所得の種類別課税
40	所得の種類別課税
41	所得の種類別課税
42	所得の種類別課税
43	所得の種類別課税
44	所得の種類別課税
45	所得の種類別課税
46	所得の種類別課税
47	所得の種類別課税
48	所得の種類別課税
49	所得の種類別課税
50	所得の種類別課税
51	所得の種類別課税
52	所得の種類別課税
53	所得の種類別課税
54	所得の種類別課税
55	所得の種類別課税
56	所得の種類別課税
57	所得の種類別課税
58	所得の種類別課税
59	所得の種類別課税
60	所得の種類別課税
61	所得の種類別課税
62	所得の種類別課税
63	所得の種類別課税
64	所得の種類別課税
65	所得の種類別課税
66	所得の種類別課税
67	所得の種類別課税
68	所得の種類別課税
69	所得の種類別課税
70	所得の種類別課税
71	所得の種類別課税
72	所得の種類別課税
73	所得の種類別課税
74	所得の種類別課税
75	所得の種類別課税
76	所得の種類別課税
77	所得の種類別課税
78	所得の種類別課税
79	所得の種類別課税
80	所得の種類別課税
81	所得の種類別課税
82	所得の種類別課税
83	所得の種類別課税
84	所得の種類別課税
85	所得の種類別課税
86	所得の種類別課税
87	所得の種類別課税
88	所得の種類別課税
89	所得の種類別課税
90	所得の種類別課税
91	所得の種類別課税
92	所得の種類別課税
93	所得の種類別課税
94	所得の種類別課税
95	所得の種類別課税
96	所得の種類別課税
97	所得の種類別課税
98	所得の種類別課税
99	所得の種類別課税
100	所得の種類別課税

目次

2.2 所得税

具体事例4(所得税) 譲渡損失が発生している特定口座の申告の失念

税理士は、依頼者の令和2年分の所得税の申告に際して、依頼者が有していた「源泉徴収あり」および「源泉徴収なし」の特定口座につき、**特定口座年間取引報告書ということだけで申告不要と思い込み、申告対象とせず確定申告を行った。**

「源泉徴収あり」の特定口座には上場株式等の譲渡損失があったものの、「源泉徴収なし」の特定口座の上場株式等の譲渡益との相殺および損失繰越のための申告を失念した。令和3年11月に申告をしていないことに気がつき、これにより過大納付所得税額が発生した。

2.2 所得税

具体事例5(所得税) 相続取得物件の減価償却計算誤り

依頼者は、平成18年に相続により賃貸用不動産を取得した。税理士は、平成18年から令和元年までの所得税の確定申告において、相続で取得した賃貸用不動産について、被相続人から取得価額・未償却残高・耐用年数・経過年数を引き継いで減価償却計算を行うところ、誤って所得税基本通達49-20(定率法から定額法に変更した場合等の償却費の計算)に基づく未償却残高を取得価額とみなした減価償却計算を行っていた。その結果、減価償却費が過少となり過大納付所得税額等が発生した。

更正の請求により救済可能である平成27年から令和元年分より以前の平成18年から平成26年までの過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

(株)日税連保険サービス 税理士職業賠償責任保険 事故事例2022年版より

2.2 所得税

① 所得の種類

② 所得の種類別課税率

所得の種類	課税率
給与所得	15%
雑所得	20%

③ 所得の種類別控除額

所得の種類	控除額
給与所得	38万円
雑所得	20%

④ 所得の種類別控除額

⑤ 所得の種類別控除額

2.3 法人税

目次



目次

2.3 法人税

具体事例6(法人税) 事前確定届出給与の届出書提出失念(金額誤り)

依頼者は、平成29年3月期より事前確定届出給与を支給しており、令和元年3月期も定時株主総会において事前確定届出給与の支給が確定したが、税理士は、届出期限直前になり提出をしていないことに気がつき焦って対応したため、依頼者との打合せの際に仮作成した届出書を誤って提出してしまったため、届出額と支給額に差額が生じてしまい、その全額が損金不算入となってしまった。

2023年には
役員賞与支給額記載失念 が発生している

(株)日税連保険サービス 税理士職業賠償責任保険 事故事例2020年版より 筆者一部要約

2.3 法人税

具体事例6(法人税) 類似事例

事前確定届出給与の届出書提出失念(e-Tax送信の失念)

税理士は、令和2年9月、事前確定届出給与に関する届出書(以下、本件届出書)の作成依頼を受けた。翌月、税理士は依頼者に本件届出書(案)及び定時株主総会議事録(案)をメールで送信し、その後依頼者は定時株主総会及び取締役会で事前確定届出給与を決議した。その後、税理士は、本件届出書を電子データに変換したがe-Tax送信を失念した。

令和3年8月、税理士により、本件届出書のe-Tax送信が未了であることが発覚した。依頼者に報告を行い、依頼者から過大納付法人税額について損害賠償請求を受けた。

2023年には
電子申告未対応別表(優遇税制)の郵送提出失念が発生している

2.3 法人税

具体事例7(法人税) 賃上げ促進税制適用失念

依頼者法人は、従前は大規模法人の完全子会社であったが、令和元年9月に依頼者法人の出資関係に変更があり、変更以降は中小企業者等に該当することになった。

税理士は、令和3年5月の依頼者法人の確定申告書の作成時に、依頼者法人より給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(以下、「特別控除」という。)の適用可否の確認及び計算資料の提出があったにもかかわらず、**依頼者法人が中小企業者等に該当することになったことを失念し**、設備投資要件(令和2年度までの要件)を満たさないことから、その他の要件等についての検証を行わず特別控除を適用することなく令和3年3月期の申告書を提出した。

これにより法人税、地方法人税及び法人住民税の過大納付税額が発生し、税理士が依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

(株)日税連保険サービス 税理士職業賠償責任保険 事故事例2023年版より 筆者一部要約

2.3 法人税

法人税の計算

法人税の計算は、課税所得に税率を乗じた額に、法人税額控除額を控除した額となる。

法人税額控除額は、法人税額に一定の割合を乗じた額となる。

法人税額控除額は、法人税額に一定の割合を乗じた額となる。

法人税の計算は、課税所得に税率を乗じた額に、法人税額控除額を控除した額となる。

法人税の計算は、課税所得に税率を乗じた額に、法人税額控除額を控除した額となる。

2.4 相続・贈与税

目次

1	相続税
2	贈与税
3	相続税と贈与税の比較
4	相続税の計算
5	贈与税の計算
6	相続税と贈与税の適用
7	相続税と贈与税の申告
8	相続税と贈与税の控除
9	相続税と贈与税の課税
10	相続税と贈与税の控除の特例
11	相続税と贈与税の課税の特例
12	相続税と贈与税の控除の特例の特例
13	相続税と贈与税の課税の特例の特例
14	相続税と贈与税の控除の特例の特例の特例
15	相続税と贈与税の課税の特例の特例の特例

2.4 相続・贈与税

具体事例8(相続税) 相続時精算課税制度選択届出書提出失念

依頼者は平成28年に実父より預貯金の贈与を受け、税理士に相続時精算課税制度による贈与税の申告を依頼した。
しかし、税理士は贈与税申告書のチェック欄に相続時精算課税を適用する旨のチェックをしただけで、「**相続時精算課税選択届出書**」の提出を失念したため**暦年贈与**となり、贈与税を過大に納付することとなった。

2023年には
贈与税申告書第1表の2(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)提出失念 が発生している

(株)日税連保険サービス 税理士職業賠償責任保険 事故事例2017年版より

2.4 相続・贈与税

具体事例9(相続税) 分割確定後の更正の請求期限の誤認

税理士は、未分割による相続税の申告書を提出したが、遺産分割の調停により分割が確定してすぐに資料を受け取っていたにもかかわらず、**分割後に申告期限から3年以内に行えばいい****という思い込みのため**、分割確定後4カ月以内に提出しなければならない更正の請求書の提出を失念してしまった。

期限の確認を失念して4カ月を超えて提出したため、更正の請求は認められなかった。

これにより発生した過大納付相続税額について、税理士が依頼者から損害賠償請求を受けた。

2.4 相続・贈与税

相続税の課税対象となる財産の種類

相続税の課税対象となる財産の種類
① 不動産
② 動産
③ 債権
④ 権利
⑤ 金銭

相続税の課税対象となる財産の種類
① 不動産
② 動産
③ 債権
④ 権利
⑤ 金銭

相続税の課税対象となる財産の種類
① 不動産
② 動産
③ 債権
④ 権利
⑤ 金銭

3 訴訟事例からのヒントを得る

3.1 DES事件

3.2 責任制限条項

3.3 総則6項と税理士の提案

3.4 コンサル暴利事件

3.1 DES事件

相続対策のコンサルティングを誤ったケース

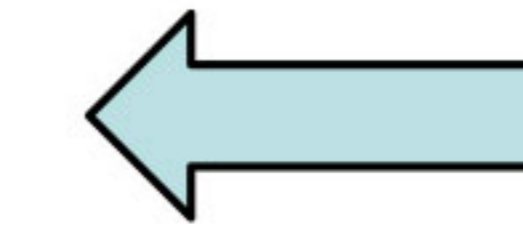
(東京高裁令和元年8月21日判決・東京地裁平成28年5月30日判決)

DES実施によって債務免除益が発生することを失念
オーナーの法人に対する貸金への相続対策

清算方式

DES方式

を提案



債務消滅益の説明なし

原告はDES方式を採用、DES方式実行



事故発覚!

税理士法人はDESがなかったものとする、事実と異なる
確定申告を行うことを提案

原告死亡により、相続人は他の税理士法人へ相談

⇒他の税理士法人が正しく修正申告、納税、相続人は提訴

3.1 DES事件



3.1 DES事件



3.1 DES事件



3.1 DES事件

1976年

IBMが、米国政府にDES（Data Encryption Standard）の規格を提案する。この規格は、1976年に発表された。IBMは、この規格を「Data Encryption Standard」として発表する。この規格は、1976年に発表された。IBMは、この規格を「Data Encryption Standard」として発表する。

この規格は、1976年に発表された。IBMは、この規格を「Data Encryption Standard」として発表する。この規格は、1976年に発表された。IBMは、この規格を「Data Encryption Standard」として発表する。

この規格は、1976年に発表された。IBMは、この規格を「Data Encryption Standard」として発表する。この規格は、1976年に発表された。IBMは、この規格を「Data Encryption Standard」として発表する。

3.1 DES事件

1976年12月

IBM社が、米国政府に、**商用暗号機を輸出することを禁ずる**という法律を提出した。

この法律は、**商用暗号機を輸出することを禁ずる**という法律を提出した。この法律は、商用暗号機を輸出することを禁ずるという法律を提出した。

3.1 DES事件

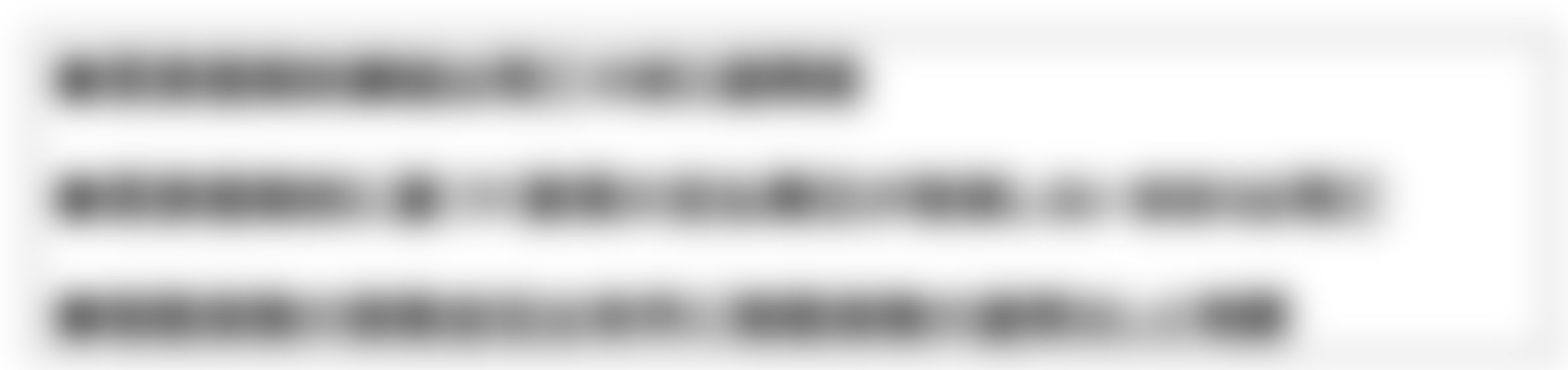
どうすれば事故の発生を防げたか？

- 1. 監査人が監査計画を策定する際に、リスク評価を適切に行うことが重要である。
- 2. 監査人が監査計画を策定する際に、リスク評価を適切に行うことが重要である。
- 3. 監査人が監査計画を策定する際に、リスク評価を適切に行うことが重要である。
- 4. 監査人が監査計画を策定する際に、リスク評価を適切に行うことが重要である。

3.2 責任制限条項



3.2 責任制限条項



3.2 責任制限条項

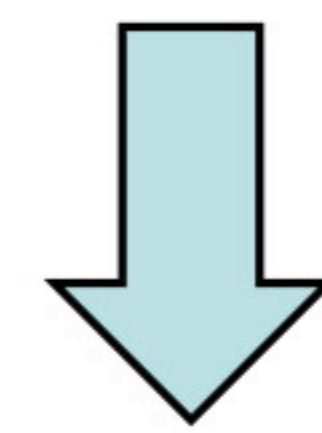


3.2 責任制限条項

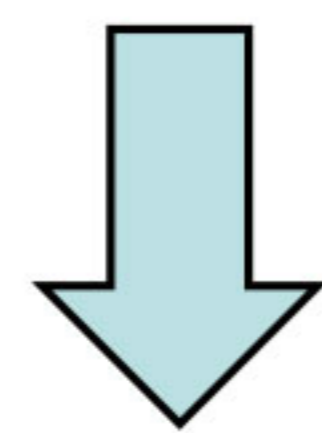
地裁の判断

税理士法人Xの債務不履行

本特例の適用可能性がある場合、特例の適用可否を検討すべきところ、適用の可否の検討を行ったか否かについて、明確な主張立証をしていない



仮に適用困難と判断したのであればその旨をCらに対して伝えるべきだが、そのような形跡は一切認められない

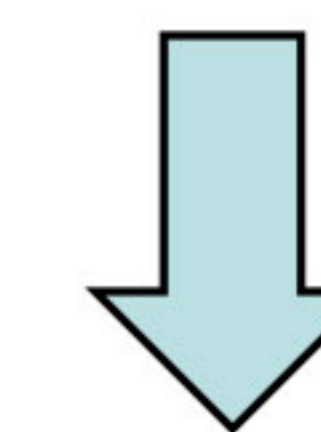


申告の時点までに、本件土地に係る本特例の適用可否の検討をしていなかったものと認めるのが相当、債務不履行ありと判断

責任制限条項について

本件責任制限条項は、消費者である税務申告者(Cら)に対し、自身に生じ得る損害の額、すなわち、本件責任制限条項により**自身が負担することとなるリスクの程度を見積もることが困難な段階で、損害賠償請求権の一部を放棄させるものである**と評価できる。

契約の締結前に、他の税理士事務所との間で相見積もりを取得するなど、契約条項の内容を比較するなどして契約締結の可否を決めることは通常期待し難く、契約締結過程における双方の情報量や交渉力には、大きな差があるということが出来る。



本件責任制限条項は、**信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである**と認められるのが相当

3.2 責任制限条項



3.2 責任制限条項

The image shows a blurred table with two columns and multiple rows. The left column contains text with blue and red highlights, while the right column contains text with green highlights. The content is illegible due to blurring.

3.2 責任制限条項



3.2 責任制限条項



3.2 責任制限条項

税理士業務における「重過失」とは？

税理士業務における「重過失」とは、税理士が業務上、故意または重大な過失を犯し、税務上の損害を生じさせた場合を指します。この場合、税理士の責任は制限されず、損害賠償責任を負う可能性があります。

税理士業務における「重過失」とは、税理士が業務上、故意または重大な過失を犯し、税務上の損害を生じさせた場合を指します。この場合、税理士の責任は制限されず、損害賠償責任を負う可能性があります。

3.2 責任制限条項

（責任制限条項）

当社は、本件業務の遂行に際して、関係者に対し、**責任制限条項**を適用する旨を説明し、同意を得たものと見做す。

（責任制限条項）

当社は、本件業務の遂行に際して、関係者に対し、**責任制限条項**を適用する旨を説明し、同意を得たものと見做す。

3.2 責任制限条項

税理士法人Xだったらどうすべき？

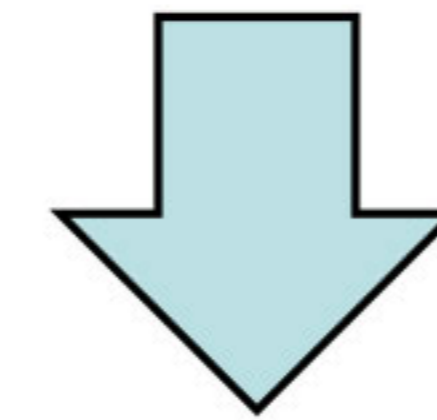


3.3 総則6項と税理士の提案

いわゆるタワマン節税事件

(R4.4.19最高裁判決・R2.6.24東京高裁判決・R1.8.27東京地裁判決)

節税目的で取得した不動産の評価について、通達評価によると実質的な租税負担の公平に反する事情がある場合は、評価通達6を適用する合理的な理由があると判断された事例



この判決を受け、クライアントへの相続対策提案はどのように行うべきか？

クライアントへの相続対策コンサルティングが、税賠訴訟に発展しないようにするための留意点